

令和4年度 第3回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和4年 6月27日（月）			
開 催 場 所	保健センターホール			
開 催 日 時	令和4年	6月27日	午後	1時 35分 開 会
	令和4年	6月27日	午後	3時 33分 閉 会
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠 席 委 員 番 号				
議事録署名委員	5 番	大城 司	6 番	宮嶋 扶喜子

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和4年度 第3回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、5 番 大城 司（おおしろ つかさ）委員、6 番 宮嶋 扶喜子（みやじま ふきこ）委員を指名します。
議 長 （日程第 2）	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 （日程第 3）	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告 2 農業用施設届出書の報告について
議 長 （日程第 4）	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 13 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 14 号 非農地証明願いについて 議案第 15 号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について 議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 12 号から第 17 号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが 11 件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 4 0 分 再開 午後 2 時 0 5 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、本議案には 3 番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。最初に、議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について審議・採決を行います。與那嶺 清委員は退席をお願いします。 （與那嶺 清委員退席） 與那嶺 清委員が退席されましたので、議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番の内容を説明） 事務局といたしましては、2 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありました議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について質疑はございませんか。
	（質疑なし）

議	長	議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 議事が終了しましたので、與那嶺 清委員に対する議事参与の制限を解除いたします。 (與那嶺 清委員 着席) 続きまして、議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番から 4 番について審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは、私のほうから議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番から 4 番について説明いたします。お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番から 4 番の内容を説明) 事務局といたしましては、3 ページから 5 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番から 4 番について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番から 4 番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)

議 長	議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番から 4 番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 6 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 7 ページから 9 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が 6 名、利用権の設定等をする者、貸付人が 6 名です。 設定筆数は計 3 0 筆、合計面積 4 3, 1 6 4 m²。賃貸借が 2 6 筆、使用貸借が 4 筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係の内容を説明) 1 0 ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人 1 名、譲渡人 1 名、所有権移転 1 筆、合計面積 7 2 9 m²、売買です。こちらも詳細についてはお見通し下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係の内容を説明) 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 1 番から 1 1 番に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」7 ページの

		利用権設定等関係整理番号 1 番から 1 1 番については、今帰仁村が設定した下限面積 5, 0 0 0 m ² 以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和 4 年 6 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。
議	長	続きまして、議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 1 8 番から 2 1 番に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」8 ページの利用権設定等関係整理番号 1 8 番から 2 1 番については、今帰仁村が設定した下限面積 5, 0 0 0 m ² 以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和 4 年 6 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。
議	長	続きまして、議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 2 2 番から 2 9 番に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」8 ページの利用権設定等関係整理番号 2 2 番から 9 ページの 2 9 番については、今帰仁村が設定した下限面積 5, 0 0 0 m ² 以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和 4 年 6 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 3 号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 1 4 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局	それでは私のほうから議案第 1 4 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 1 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第 1 4 号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。
委 員	一部分墓地で原野とかで大丈夫なんですか。それぞれを分筆して非農地証明を出した方がいいのではと思いますが。登記するための証明ということですか。
事 務 局	墓を作りたいということです。法務局に相談してみます。
委 員	墓を作りたいということであれば転用申請にした方がトラブル回避になりませんか。
事 務 局	初めに転用の案内をしたんですが、相続が難しくて、法務局に相談をして、名義を変えずに地目変更はできるという回答をいただいたので非農地として進めています。
委 員	非農地証明を持つての地目変更はできても分筆や転用はできないと思います。非農地証明を出して墓を作って全体を墓地として申請するってなると今出す証明の有効性はどうなりますかね。
委 員	正当な流れをしっかりと決めて事務局で説明できるようにした方がいいと思います。
委 員	農地として利用価値のある土地ですか。
事 務 局	農地としては全く利用できない土地です。

委 員	今回、証明書を出してあげるのはいいいけどトラブルにはならないですかね。
事 務 局	再度法務局に確認をして後日報告したいと思います。農地としての利用性はないです。
議 長	議案第 1 4 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 4 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 1 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 1 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。 お手元の資料 1 2 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。
議 長	それでは資料確認のため、休憩します。
	休憩 午後 2 時 5 6 分 (資料確認及び議案第 1 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明) 再開 午後 3 時 0 0 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第 1 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」質疑はございませんか。
	(質疑なし)

議	長	議案第 15 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 15 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします
事	務	それでは、私のほうから議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 15 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 16 号について内容を説明) 事務局といたしましては、農業振興地域内にある農地で、営農型発電設備等の一時転用許可条件を満たしており、営農計画通り営農を行えば許可相当と判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」令和 4 年 6 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)

議 長	議案第 1 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 1 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 1 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の資料 1 7 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番についての内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について令和 4 年 6 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 1 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第 1 7 号「農地法第 5 条の

	規定による許可申請について」整理番号１番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について説明いたします。 お手元の資料　１７ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番についての内容を説明） 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第２種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について令和４年６月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	（質疑なし）
議長	議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	異議なしとのことでありますので、議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については原案通り可決

	決定いたします。 続きまして議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番から 6 番について審議したいと思います。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番から 6 番について説明いたします。 お手元の資料 17 ページから 18 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番から 6 番についての内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番から 6 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番から 6 番について令和 4 年 6 月 17 日に申請者と地元委員と面接を行いました。地元委員からこの場所が全体的に低くなっているということで一部農地として残るところがあるので、農地も有効活用していく上で、数社絡んでいるが、当面の間は申請者が整備して所有権もとりあえずもって一括して管理を行っていくということでした。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委員	面接とか意思確認って、譲受人のみするものですか。
事務局	譲受人が面接に来る場合があります。

[illegible]

議 長	本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和4年7月26日(火)を予定しています。 これにて令和4年度第3回総会を閉会します。
	閉会時刻 午後 3 時 33 分
	会長 内間 正樹 
	議事録署名委員
	大城 司 
	宮嶋 扶子 

